

関係法令等

○新潟市旧齋藤家別邸条例（抜粋）

平成23年9月29日 条例第46号

（設置）

第1条 近代の新潟を代表する豪商の別荘である旧齋藤家別邸をみなとまちで育まれたもてなしの文化を体感できる場として活用し、かつて柳都と呼ばれた新潟の繁栄ぶりを市内外に発信することにより、市民文化の向上、観光交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的として、新潟市旧齋藤家別邸（以下「旧齋藤家別邸」という。）を新潟市中央区西大畑町576番地に設置する。

（事業）

第2条 旧齋藤家別邸は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 旧齋藤家別邸の施設を公開すること。
- 旧齋藤家別邸の施設を文化活動、観光交流等のための利用に供すること。
- 文化、観光交流等に関する催物を開催すること。
- 市内の文化施設、観光資源等に関する情報を提供すること。
- 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業（施設）

第3条 旧齋藤家別邸に、次に掲げる施設を置く。

- 一階大広間
- 一階座敷
- 西の間
- 土蔵
- 配膳室
- 二階大広間
- 二階座敷
- 茶室
- 東の間
- 交流スペース
- 庭園

（休館日）

第4条 旧齋藤家別邸の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

- 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる日を除く。）
- 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日 に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）
- 12月28日から翌年1月3日まで（開館時間）

第5条 旧齋藤家別邸の開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更

することができる。

（利用の許可）

第6条 第3条第1号から第8号までに掲げる施設（以下「一階大広間等」という。）を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

（利用の制限）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、一階大広間等の利用を許可しない。

- 一階大広間等の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- 一階大広間等の利用の内容又は方法が旧齋藤家別邸の施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められる場合
- 前号に掲げるもののほか、一階大広間等の管理上支障があると認められる場合（利用の取止めの申出）

第8条 一階大広間等の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、一階大広間等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

（観覧料及び使用料）

第9条 市長は、旧齋藤家別邸を観覧しようとするものから別表第2に掲げる観覧料を徴収する。

2 市長は、利用者から別表第3に掲げる使用料を徴収する。

（観覧料等の徴収の時期）

第10条 観覧料は旧齋藤家別邸を観覧しようとする時に、使用料は一階大広間等の利用を許可する時に徴収する。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）の納付期日を定めることができる。（観覧料等の免除）

第11条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、観覧料等の全部又は一部を免除することができる。

（観覧料等の不還付）

第12条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長は、第15条第2項の規定により処分をした場合その他規則で定める特別の理由があると認める場合は、その観覧料等の全部又は一部を還付することができる。

（行為の制限）

第13条 利用者及び旧齋藤家別邸の入居者（以下「利用者等」という。）は、旧齋藤家別邸内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4号及び第5号に掲げる行為については市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失すること。
- 植物を採取し、又は損傷すること。
- 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- 指定された場所以外の場所で飲食すること。
- 他人に迷惑をかける行為をすること。
- 前各号に掲げるもののほか、市長が旧齋藤家別邸の管理上支

障があると認める行為をすること。

（許可の条件）

第14条 市長は、この条例の規定による許可に旧齋藤家別邸の管理のため必要な範囲内において条件を付けることができる。

（許可の取消し等）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは旧齋藤家別邸からの退去を命ずることができる。

- この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたもの
- 市長は、旧齋藤家別邸の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。（原状回復）

第16条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状回復しなければならない。

- 一階大広間等の利用を終了した場合
- この条例の規定による許可を取り消された場合
- 行為の中止を命ぜられた場合
- 退去を命ぜられた場合

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

（損害賠償）

第17条 利用者等は、旧齋藤家別邸の施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。（指定管理者による管理）

第18条 市長は、旧齋藤家別邸の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に旧齋藤家別邸の管理を行わせる。（指定管理者の指定の手続）

第19条 旧齋藤家別邸の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、旧齋藤家別邸の指定管理者とするものとする。

- 旧齋藤家別邸の平等利用が確保されること。
- 旧齋藤家別邸の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。（指定管理者の業務の範囲）

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 休館日又は開館時間の変更に関する業務。ただし、休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) この条例の規定による許可に関する業務

(3) 観覧料等の納付期日の決定及び免除に関する業務

(4) 第2条に規定する事業の実施に関する業務

(5) 第15条の規定による退去等の命令に関する業務

(6) 第16条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務

(7) 旧齋藤家別邸の施設及び設備の維持管理に関する業務

(8) その他旧齋藤家別邸の管理上、市長が必要と認める業務（秘密を守る義務）

第21条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（個人情報）

第22条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第5条関係）

期間	開館時間
4月1日から9月30日まで	午前9時30分から午後6時まで
10月1日から翌年3月31日まで	午前9時30分から午後5時まで

別表第2（第9条関係）

備考

1 この表において「団体」とは、一般及び小学生・中学生の人数

区分	観覧料の額(1人につき)(円)	
	個人	団体
一般	300	240
小学生・中学生	100	80

の合計が20人以上である団体をいう。

2 この表において「一般」とは、小学生・中学生以外の者で15歳以上のものをいう。

3 この表において「小学生・中学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。



別表第3(第9条関係)

施設名	使用料の額(円)	
	午前(午前9時30分から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)
一階大広間(1)	800	1,200
一階大広間(2)	800	1,200
一階座敷(1)	300	400
一階座敷(2)	300	400
西の間(1)	800	1,200
西の間(2)	500	800
土蔵	600	1,000
配膳室	1,000	1,600
二階大広間(1)	800	1,200
二階大広間(2)	800	1,200
二階座敷	300	400
茶室	2,300	3,600

備考

- 午前及び午後の区分を継続して利用する場合の使用料の額は、各区分の使用料の額の合計額とする。
- 利用時間が上表及び備考1に規定する利用時間に満たない場合でも、時間割計算は、行わない。
- 一階大広間等の利用の許可を受けた期間のうちに休館日がある場合は、当該休館日に係る使用料は、徴収しない。ただし、当該休館日に物品等の搬入又は搬出のため一階大広間等を利用する場合は、上表、備考1、備考2及び備考4の規定により使用料を徴収する。
- 上表に規定する利用時間以外の時間(備考1に規定する場合における正午から午後1時までの時間を除く。)に利用する場合の使用料の額は、1時間につき、その利用が午前(時から午前9時30分までの場合及び正午から午後1時までの場合は)午前の、午後5時から翌日の午前6時までの場合は午後の区分の使用料の額を時間割して計算した額とする。この場合において、その利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。
- 宣伝、販売その他の営利の目的をもって利用する場合の使用料の額は、上表、備考1、備考3ただし書及び備考4に規定する使用料の額の200%に相当する額とする。
- 規則で定める冷暖房機を使用する期間の一階大広間(1)、一階大広間(2)、西の間(1)、西の間(2)及び配膳室並びに規則で定める暖房機を使用する期間の一階座敷(1)、一階座敷(2)、二階大広間(1)、二階大広間(2)及び二階座敷の使用料の額は、上表、備考1、備考3ただし書、備考4及び備考5に規定する使用料の額の30%に相当する額を加えた額とする。
- 一階大広間等の附属設備に係る使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。

○新潟市旧齋藤家別邸条例施行規則(抜粋)

	平成23年9月29日 規則第3号
改正	平成23年9月29日規則第72号
	平成24年3月16日規則第3号
	平成25年3月25日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市旧齋藤家別邸条例(平成23年新潟市条例第46号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請等)

第2条 条例第6条前段の規定により条例第3条第1号から第8号までに掲げる施設(以下「一階大広間等」という。)の利用の許可を受けようとするものは、別記様式第1号による利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用許可申請書の受付開始日は、利用開始日の3月前の日(その日が条例第9条に規定する休館日(以下「休館日」という。))に当たる場合は、その翌日)からとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 条例第6条後段の規定により一階大広間等の利用の変更の許可を受けようとするもの及び条例第8条の規定により一階大広間等の利用の取止めの申出をしようとするものは、別記様式第2号による利用変更許可申請書兼利用取止申出書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用の許可の基準)

第3条 一階大広間等の利用の許可は、その利用許可申請書が受理された順序によってするものとする。この場合において、2以上の利用許可申請書が同時に提出されたときは、協議又は抽選によるものとする。

(利用許可書等の交付)

第4条 指定管理者は、一階大広間等の利用の許可をする場合は、別記様式第3号による利用許可書を交付するものとする。

2 指定管理者は、一階大広間等の利用の変更の許可をする場合は、別記様式第4号による利用変更許可書を交付するものとする。(利用許可書等の提示)

第5条 一階大広間等の利用の許可(変更の許可を含む。)を受けたもの(以下「利用者」という。)は、一階大広間等を利用しようとする場合は、その利用許可書(変更の許可を受けたもの)にあつては、利用変更許可書を指定管理者に提示しなければならない。(冷暖房機等の使用期間)

第6条 条例別表第3備考6の規則で定める冷暖房機を使用する期間は6月15日から9月30日まで及び11月15日から翌年3月31日までとし、同表備考6の規則で定める暖房機を使用する期間は11月15日から翌年3月31日までとする。ただし、市長は、季候により臨時にこれを変更することができる。

(附属設備の使用料)

第7条 条例別表第3備考7に規定する実費等を勘案して市長が別に定める一階大広間等の附属設備に係る使用料は、別表第1に掲げ

るとおりとする。

(観覧料等の納付期日決定の申請等)

第8条 条例第10条ただし書の規定により別に観覧料又は使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第5号による観覧料等納付期日決定申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により観覧料等納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第6号による観覧料等納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

(観覧料等の免除)

第9条 条例第11条の規則で定める特別の理由があると認める場合は、別表第2の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより観覧料及び使用料を免除することができる。

2 条例第11条の規定により観覧料又は使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第7号による観覧料等免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、別表第2の2の項に規定する場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、前項の規定により観覧料等免除申請書が提出された場合において、観覧料又は使用料の免除を決定したときは、別記様式第8号による観覧料等免除決定通知書により申請者に通知するものとする。ただし、別表第2の7の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、別表第2の3の項又は4の項に規定する場合は、同表3の項又は4の項に規定する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示して観覧料の免除を受けることができる。

(観覧料等の還付)

第10条 条例第12条ただし書の規則で定める特別の理由があると認める場合は、別表第3の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより観覧料及び使用料を還付することができる。

2 条例第12条ただし書の規定により観覧料又は使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第9号による観覧料等還付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により観覧料等還付申請書が提出された場合において、観覧料又は使用料の還付を決定したときは、別記様式第10号による観覧料等還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(届出)

第11条 利用者及び新潟市旧齋藤家別邸(以下「旧齋藤家別邸」という。)の入場者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- 一階大広間等の利用を終了した場合
- 旧齋藤家別邸の施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合
- 旧齋藤家別邸において災害その他事故が発生した場合

(指定管理者の指定の申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第11号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第19条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 役員名簿
- 経営状況に関する書類
- 納税を証する書類
- その他市長が必要と認める書類(徴収委託)

第13条 市長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、私人に観覧料及び使用料の徴収の事務を委託すること(以下「徴収委託」という。)ができる。

(徴収事務委託証)

第14条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者(以下「受託者」という。)に別記様式第12号による観覧料等徴収事務委託証(以下「委託証」という。)を交付するものとする。(徴収委託の告示及び公表)

第15条 市長は、第13条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例(昭和25年新潟市条例第37号)第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への掲載その他の方法により公表しなければならない。(受託者の領収証書の交付)

第16条 受託者は、徴収委託を受けた観覧料又は使用料を徴収した場合は、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。(徴収した観覧料等の払込み)

第17条 受託者は、徴収した観覧料及び使用料をその徴収した日の翌日(その日が休館日又は日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))に当たる場合は、これらの日の翌日までに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは取納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- 受託者が不正な行為をした場合
- 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
- 受託者から徴収委託の解除の申出があつた場合
- その他市長が徴収委託をすることが不相当であると認める場合

2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。

3 第15条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合について準用する。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【途中省略】

別表第1(第7条関係)

種類	単位	利用区分	使用料の額 (円)
金びょうぶ	半双	1回につき	600
毛せん(4メートル)	1枚	1回につき	300
毛せん(2メートル)	1枚	1回につき	150
展示パネル	1枚	1日につき	100
ワイヤレスアンブ	一式	1回につき	100
可搬式映写スクリーン	1台	1回につき	400
液晶プロジェクター	1台	1回につき	800

備考

- 上表中「1回」とは、条別表第3に規定する午前の区分(以下「午前の区分」という。)又は同表に規定する午後の区分(以下「午後の区分」という。)の利用をいう。
- 上表中「1日」とは、午前9時30分から午後5時までの利用をいう。
- 備考2に規定する時間以外の時間に展示スペースを利用する場合には、備考2に規定するもののほか、午後5時から翌日の午前9時30分までの利用を1日として上表の規定を適用する。
- 午前の区分及び午後の区分以外の時間に金びょうぶ、毛せん(4メートル)、毛せん(2メートル)、ワイヤレスアンブ、可搬式映写スクリーン又は液晶プロジェクターを利用する場合には、備考1に規定するもののほか、午前6時から午前9時30分まで、正午から午後1時まで(条別表第3備考1に規定する場合における正午から午後1時までを除く。)又は午後5時から翌日の午前6時までの利用を1回として上表の規定を適用する。
- 利用時間が備考1から備考4までに規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は、行わない。

【以下省略】

○新潟市旧齋藤家別邸防犯カメラ運用規定

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、新潟市旧齋藤家別邸が施設に設置する防犯カメラの設置及び運用に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図ることとする。

2 設置目的

防犯カメラは、施設における犯罪抑止とその記録のために設置することとする。

3 設置の場所等

(1) 設置場所及び設置台数

1階 西の間	2台
土蔵	1台
交流スペース	1台
2階 大広間	1台

(2) 設置の表示

入口等施設の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載し

た表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載することとする。

4 管理責任者等

- 防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。
- 管理責任者等は、館長とする。
- 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くこととする。
- 操作取扱者は、副館長とする。

5 画像の管理

- 保管場所
録画データの保管場所は、事務室内キャビネットとし、操作取扱者が施錠を行うなどして、適正に管理することとする。
- 利用制限
録画データの利用は、管理責任者及び管理責任者が許可した者以外利用することができない。
- 保存期間及び消去
保存期間は、3日間程度とし保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去することとする。
- 画像の不必要な複製等の禁止
記録された画像の複製や加工を行わないこととする。

6 画像の利用及び提供の制限

- 記録された画像は、設置目的以外に利用しないこととする。また、次の場合を除き第三者に提供しないこととする。
ア 法令に基づく場合
イ 市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要がある場合。
ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対して、協力する必要がある場合
- 閲覧・提供に当たっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録しておく。

7 苦情等への対応

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応することとする。
(附則)
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

○新潟市旧齋藤家別邸指定管理者業務仕様書

1 管理運営に対する基本方針

新潟市旧齋藤家別邸(以下「旧齋藤家別邸」という。)は、新潟市旧齋藤家別邸条例第1条(設置目的)に基づき、近代の新潟を代表する豪商の別荘である旧齋藤家別邸の庭園と建物を公開し、みなとまちで育まれたもてなしの文化を体感できる場として活用することで、かつて柳都と呼ばれた新潟の繁栄ぶりを内外に発信し、もって市民文化の創造、観光交流の推進及び地域の活性化を図ることを目的としています。また、旧齋藤家別邸は、庭園が平成27年3月より国指定名勝として指定を受け

ている施設なので、施設の歴史的・文化的な価値を十分に理解し、文化財保護法に係る法令・例規との施策に準じて、適正に管理運営することが求められます。優良な指定管理者に管理運営させることで、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、本施設の設置目的をより効果的・効率的に達成することを基本方針とします。

2 施設の概要

基本協定に掲げるとおり

3 休館日、開館時間

- 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)
祝日の翌日(その日が土曜日又は日曜日の場合には直近の火曜日)年末年始(12月28日から1月3日)
- 開館時間 4月1日から9月30日:午前9時30分から午後6時
10月1日から3月31日:午前9時30分から午後5時

4 業務内容

(1) 施設の運営に関する業務

①受付・貸室業務

受付時間は開館日の午前9時30分から午後6時(10月4から3月は午後5時)まで。
一階大広間等の利用申込(貸室)は、利用の3ヶ月前の応答日(その日が休館日の場合はその翌日)から受付を行うこと。

基本的には先着順となるが、同一日の利用希望者が複数の場合は、抽選等を行うこと。
受付業務は常時1名以上配置し、利用者へのサービスに支障なく対応できる人員体制とすること。

受付業務については受付台帳を整備運用し、正確な管理を行うこと。

【主業務内容】

- ・観覧者・貸室利用者への対応及び貸室利用許可業務
- ・貸室利用者への附属設備の貸し出し業務
- ・利用者への施設を利用する際の注意事項や助言、指導
- ・各種申請書類や利用者に対する広報物などの整備業務
- ・電話による問い合わせや、施設見学等への対応業務

②観覧料及び使用料の徴収事務

指定管理者は市に代り、観覧者・貸室利用者から観覧料・使用料(以下、「観覧料等」とする。)を徴収し、翌日(その日が銀行休業日の場合は翌営業日)までに新潟市会計管理者へ納付すること。なお、観覧料については、観覧をしようとする時、使用料については特別な場合を除き前納とするが、サービス向上の観点から変更することもできる。

また、観覧料等の還付が必要な場合は、市から申請者の指定口座へ直接振込みを行うので、規則に定める別記様式第9号「新潟市旧齋藤家別邸使用料還付申請書」を受付し、内部決裁のうえ、中央区地域課へて經由すること。

※詳細は、「新潟市旧齋藤家別邸条例施行規則」参照

【主業務内容】

- ・観覧者・貸室利用者から条例及び規則に定める金額の徴収と領収書の発行
 - ・徴収した使用料の、新潟市会計管理者への払い込み業務
 - ・納付期日の決定に関する業務
 - ・観覧料等の還付にかかる経由事務
 - ・帳簿類等の取納関係書類の整備
- (2) 施設の管理に関する業務

①保守管理業務

建築物等(建築物、塀漆喰壁、門扉等)については日常的に点検を行い、良好な状態を維持すること。
建築設備(電気設備、給排水設備、ガス設備、消防設備、空調設備、衛生設備等)については、日常点検、定期点検、法定点検を行い、初期の性能を維持すること。
備品等については、施設の運営に支障をきたさないよう、規則に定める附属設備や設置してある備品や消耗品の適切な保守管理を行うこと。

②施設維持管理業務

清掃業務については、施設全体の美観の維持及び衛生環境を恒常的に保つため、日常的に清掃を行うこと。また、門前、塀沿いの道路及び駐車場においても、日常的に清掃を行うこと。
保安警備業務については、火災、盗難、破壊並びに不法行為等を予防、発見、防止し、安全かつ円滑な管理運営を行うこと。
施設保全業務については、施設を安全かつ安心して利用できるように、日常的な環境維持管理に努めること。また、建築物や設備等の不具合を発見した際には、速やかに市に報告すること。

③庭園維持管理

庭園は、平成27年3月より「旧齋藤氏別邸庭園」として、国指定名勝に指定されている庭園であるため、庭園の歴史的・文化的価値を理解し、維持管理を行うこと。
庭園管理業務については、別に定める庭園維持管理業務仕様書に基づき業務を実施すること。
庭園の維持・管理に必要な能力・技術を持った人員を常時1名以上配置すること。
(3) 市民文化の向上を図る機会の提供(自主事業)に関する業務

指定管理者は、市民文化の向上、観光交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に設置されているため、施設の魅力・個性を活かし、地域団体や周辺施設などと連携を図りながら、設置目的に合った事業を主催すること。

事業の企画・実施に必要な能力・技術を持った人員を配置すること。

【主業務内容】

- ・条例に定める施設の設置目的に合った事業の主催
- ・地域住民、芸術文化団体、周辺施設との連携
- ・交流スペースの活用
- ・ボランティアの育成

・事業実施に伴う、市との事前協議

(4) その他の業務

①事業計画書及び収支予算書の作成

次年度の事業計画書及び収支予算書を本市が指定する期日までに作成し、本市に提出すること。

②業務報告書等の作成

下記により業務報告書等を作成し、市に提出すること。

・日報の作成

・月報の作成（業務報告書）

・年報の作成（事業実績報告書）

・修繕や点検実績の作成

・随時報告書の作成

③防災・危機管理等に関する業務

施設を管理するにあたり、防火管理者を選任すること。

予見される様々な危機に備え、緊急連絡網や危機管理マニュアルを作成するとともに、避難誘導・情報連絡・緊急活動等の役割分担・体制を明確にして職員に周知し、定期的に訓練を実施すること。

施設内でのけが人や体調不良者に対して適切な応急措置を行うこと。また事故があった場合は、市へ報告すること。

施設内に配置している自動体外式除細動器（AED）について、常に良好な状態で使用できるように点検を行うとともに、知識・技術等の習得に努めること。

災害発生時には、避難所やボランティア活動拠点、物資集積拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応も含め対応を求める可能性がある。なお、避難所等の開設に伴う費用負担は、別途協議する。

④引継ぎ業務

指定管理者は、指定期間開始までに現指定管理者から円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを受けること。引継日は、市が調整する。

指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。引継日は、市が調整する。

指定管理者は、指定期間の満了日までに引継ぎに必要な事項を記載した業務引継書等を作成し、次期指定管理者に引継ぐこと。

引継ぎに際しては、市が立ち会い、新旧指定管理者において引継ぎの完了を確認する書面を取り交わすこと。

⑤市との連絡調整業務

市からの連絡物受け取りや必要な連絡調整のため、原則として週1回中央区役所地域課へ来庁すること。

5 公の施設目標管理型評価書

(1) 評価体制と時期

市は、地方自治法第244条の2に基づき、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理業務又は経理の状況に関して4(4)②による報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

指定管理者は、定期的下記「達成すべき要求水準」を測定し、評価を行うこと。水準値を達成できない場合、指定管理者は、改善を図るための提案を行い、市の承認を得て実施すること。

市は、下記「達成すべき要求水準」に基づき、定期的なモニタリング及び毎年度末に評価を実施するとともに、その内容を公表する。

(2) 達成すべき要求水準

本市と協議の上「公の施設目標管理型評価書」を定める。

6 指定管理業務の再委託

指定管理者は、当該施設の管理運営に係る業務を一括して第三者に委託することはできない。

再委託が可能な業務は、消防設備、空調設備の保守点検など特殊な技術や資格を要する業務や清掃、警備などの単純な作業、一時的に発生する業務などで、再委託をする場合は、事前に市へ「再委託に関する承認申請書」を提出し、「再委託承認書」により承認を受けること。

7 行政財産使用許可の取り扱い

売店や自動販売機などを指定管理者の自主事業として実施するにあたり、土地又は建物占有する場合は、市の行政財産の使用許可を得る必要がある。

このとき、指定管理者は、「新潟市財産条例」に基づく使用料を市に納付すること。

自動販売機については、利益の一部を施設の運営に充て、指定管理料を削減する場合に限り、自主事業として設置することができる。

8 法令等の遵守

本施設の管理・運営にあたり、関係法令を遵守すること。下記に主な条例等を掲げる。

・新潟市旧齋藤家別邸条例

・新潟市旧齋藤家別邸条例施行規則

・新潟市個人情報保護条例

・新潟市情報公開条例

・新潟市における法令遵守の推進等に関する条例

・新潟市暴力団排除条例

・新潟市財産条例

・その他関係法令

9 守秘義務、個人情報保護の取り扱い、情報公開請求への対応
管理運営業務に従事する者若しくは従事していた者は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。指定期間終了後若しくは指定管理者の取消後又はその職を退いた後も同様とする。

指定管理者は、個人情報の収集及び使用については、適正に管理し、漏えい、滅失及びき損等がないよう必要な措置を講じなければならない。

指定管理者では個人情報の開示請求は受け付けない。指定管理者が、指定管理業務上保有する個人情報については、市のみを窓口として開示し、指定管理者は市への開示義務を負う。

指定管理者に対し、指定管理者が管理する指定管理施設に関するもの情報公開請求があった場合は、その情報について公開に努めなければならない。また、市が保有しない文書で、指定管理者が保有し管理する指定管理施設に関する文書について情報公開請求があった場合は、市の求めに応じて公開に努めることとする。

10 経費関係

(1) 経費の支払い

会計年度は4月1日から翌年3月31日までとし、指定管理料は、会計年度ごとに支払う。各年度の支払時期や額、方法については年度協定にて定める。

(2) 市が支払う指定管理料に含まれる経費

市が支払う指定管理料は、人件費、管理費とする。なお、管理費に含まれる修繕料については、年度終了後の実績に基づき精算を行う。

(3) 立入検査について

市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行う。

11 備品等、修繕、リスク負担

(1) 消耗品・備品の定義

原則として、1件につき3万円未満のものを消耗品とし、それ以上は備品とする。

(2) 備品の管理

備品は備品台帳により数量管理を行うこと。貸出用備品は、常に良好な状態に保つよう点検を行うこと。

備品が経年劣化、破損及び不具合等により業務実施の用に供することができなくなった場合は、市に報告し、指示を受けること。

(3) 消耗品

消耗品は、管理業務実施のため、指定管理者が自己の費用により購入又は調達すること。

(4) 備品等の扱い

備品は、指定管理期間の終了に際し、市又は次期指定管理者に引き継がなければならない。

消耗品は、原則、指定管理者が自己の責任で撤去・撤収するものとする。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、市又は次期指定管理者に引き継ぐことができるものとする。

(5) 施設等の修繕

施設、設備及び備品の修繕については、原則として1件5万円を超える修繕については事前協議を行うこととし、その他の修繕は指定管理者の責任において行うものとする。

ただし、指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由によるものについては、いずれも指定管理者の負担とし、指定管理料以外から支出すること。

(6) リスク分担

リスク分担は、基本協定期限3のとおりとし、リスク分担表に記載されたリスク以外の負担については、その都度、協議を行

い決定する。

12 事業報告書関係

(1) 毎月報告すべき内容（翌月10日まで）

・管理業務の実施状況

施設等の修繕、定期点検、法定点検の実績

・管理施設の利用状況

利用人数、稼働率等の利用実績

・徴収事務委託観覧料等収納状況

観覧料等収入実績

・人材育成の実施状況

職員研修や避難訓練などの実績

・管理経費等の執行状況

指定管理料の執行実績

・その他新潟市が指示する事項

(2) 年度末に報告すべき内容（年度終了後30日以内）

・管理業務の実施状況

施設等の修繕、定期点検、法定点検の実績

・管理施設の利用状況

利用人数、稼働率等の利用実績

・徴収事務委託観覧料等収納状況

観覧料等収入実績

・人材育成の実施状況

職員研修や避難訓練などの実績

・管理経費等収支報告書

指定管理料の執行実績

・その他新潟市が指示する事項

(3) その都度報告すべき内容（事象発生後、速やかに報告）

・事故報告書

施設において事故等が発生した場合は、速やかにその内容を市へ報告すること。

・変更届出書

指定管理者は、当該施設に係る指定管理者の申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその内容を市へ報告すること。

13 損害賠償責任保険関係

指定管理者の故意又は過失、施設の瑕疵等が原因で、利用者等に対し損害賠償を行う必要が生じる可能性がある。その際、指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、原則として指定管理者は、施設利用者等の身体・財物に対する損害賠償責任保険へ加入すること。

14 指定管理者名の表示

指定管理者が管理運営している市の施設である旨を明確にするため、「指定管理者名」と設置者としての「市の連絡先（所管課名、電話番号など）」を施設に表示、又は案内パンフレット等に明記すること。

15 自己評価の実施

指定管理者は、協定書及び業務仕様書に定められた業務について、日報や月報に記録するなど、施設管理業務や自主事業の

実施状況、施設の利用状況、苦情や要望の件数、収支状況等を把握し、自ら分析・評価を行うこと。自己評価の実施により、管理運営の見直しや業務の改善を行うこととする。

16 留意事項

- (1) 施設の運営に関する留意事項
指定管理者が施設の管理運営を行う上で規程などを作成する場合は、事前に市と協議を行うこと。
- (2) 施設の管理に関する留意事項
敷地内は全館禁煙とする。
- (3) 身分の明示
施設の管理運営に従事する職員は、利用者から施設の関係者であることがわかるよう、名札を着用すること。
- (4) 調査等の協力
市からの各種調査や資料作成等の依頼を受けた時は、協力すること。
- (5) その他
本件業務に関して定めのない事項又は不明な点については、市と指定管理者で協議の上、定めるものとする。

〇文化財保護法（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

第 7 章 史跡名勝天然記念物

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

- 第二百五十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
 - 3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。
 - 4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。
 - 5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。
 - 7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないう、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要

な指示をすることができる。

《参考》

（現状変更等の制限）

- 第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
 - 3 文化庁長官は、第 1 項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
 - 4 第 1 項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
 - 5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。
- （修理の届出等）

- 第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。
- 第四十一条 第 38 条第 1 項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。
 - 3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。
 - 4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

〇文化財保護法施行令（抜粋）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財

について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第 5 号に掲げる事務（法第 92 条第 1 項の規定による届出の受理及び法第 91 条第 1 項又は第 97 条第 1 項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

- 一 法第 35 条第 3 項（法第 83 条、第 118 条、第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第 36 条第 3 項（83 条、第 121 条第 2 項（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 46 条の 2 第 2 項及び第 129 条第 2 項において準用する法第 35 条第 3 項の規定による指揮監督
 - 二 法第 43 条第 4 項（法第 125 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）
 - 三 法第 51 条第 5 項（法第 51 条の 2（法第 85 条において準用する場合を含む。）及び第 85 条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第 84 条第 2 項において準用する法第 51 条第 5 項の規定による公開の停止命令
 - 四 法第 53 条第 4 項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）
 - 五 法第 92 条第 1 項の規定による届出の受理、同条第 2 項の規定による指示及び命令、法第 94 条第 1 項の規定による通知の受理、同条第 2 項の規定による通知、同条第 3 項の規定による協議、同条第 4 項の規定による催告、法第 97 条第 1 項の規定による通知の受理、同条第 2 項の規定による通知、同条第 3 項の規定による協議並びに同条第四項の規定による催告
- 2 法第 93 条第 1 項において準用する法第 92 条第 1 項の規定による届出の受理、法第 93 条第 2 項の規定による指示、法第 96 条第 1 項の規定による届出の受理、同条第 2 項又は第 7 項の規定による命令、同条第 3 項の規定による意見の聴取、同条第 5 項又は第 7 項の規定による期間の延長及び同条第 8 項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 22 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第 93 条第 1 項において準用する法第 92 条第 1 項の規定による届出の受理及び法第 96 条第 1 項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
 - 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号及び第 3 号に掲げるものにあつては第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第

252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第 2 号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第 43 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第 33 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
 - 三 法第 54 条（法第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）及び第 55 条の規定による調査（第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第 43 条第 1 項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
 - 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号イからイまで及びロに掲げる現状変更等が市の区域（法第 115 条第 1 項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号マに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからイまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 2 年以内の期間を限って設置されるもの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過し

ていない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第115条第1項(法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ロ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第130条(法第172条第5項において準用する場合を含む。))及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからラまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。))

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第4項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第4項第1号アの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第1項本文、第2項本文、第3項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抜粋)(昭和36年7月13日文化財保護委員会規則第10号)最終改正：平成27年12月21日 文部科学省令第36号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第80条の規定を実施するため、同法第15条第1項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請) 第一条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第125条第1項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第184条第1項第2号及び文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。))第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体ががある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者ががある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項

の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の方であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の方であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体ががある場合において、許可申請者が管理団体以外の方であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者ががある場合において、許可申請者が管理責任者以外の方であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第2項の場合において、許可申請者が発掘担当以外の方であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第2号の実測図及び同項第3号の写真には、現状変更等しようとする箇所を表示しなければならない。(終了の報告)

第三条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第184条第1項第2号及び令第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を求めようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。

2 法第百68条第三項で準用する法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理計画を定めた教育委員会

五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況

六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針

七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域

八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第5条第7項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 令第5条第4項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨

二 令第5条第4項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

○文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について(平成12年4月28日 庁保記第226号 各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知)

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)による改正後の文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部省関係政令の整備等に関する政令(平成12年政令第42号)による改正後の文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。)の施行に伴い、平成12年4月1日から、令第5条第4項第1号に掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が行うこととなりました。ついては、「文化財保護法施行令第5条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」が別紙のとおり定められましたので、十分に

御了知の上、適切な事務処理をお願い申し上げます。また、城内の市の教育委員会に対して周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう御配慮願います。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。)第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜通路調整を行うものとする。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

①史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

②史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第80条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第80第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
⑤当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更では

ないものについては、その旨を報告すること。

⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

②改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から3ヶ月を超える場合

③新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第1号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

3 令第5条第4項第1号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

①小規模建築物に附属する門、生け垣又は塀
②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
③小規模な観測・測定機器

④木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

4 令第5条第4項第1号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第72条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

7 令第5条第4項第1号ト関係

(一) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

(二) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

(三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

(四) 「捕獲」には、捕殺を含む。

(五) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

①「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

②「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

(六) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大さき、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

8 令第5条第4項第1号チ関係

(一) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和26年法律第285号)第10条の規定により登録を受けた博物館、同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。

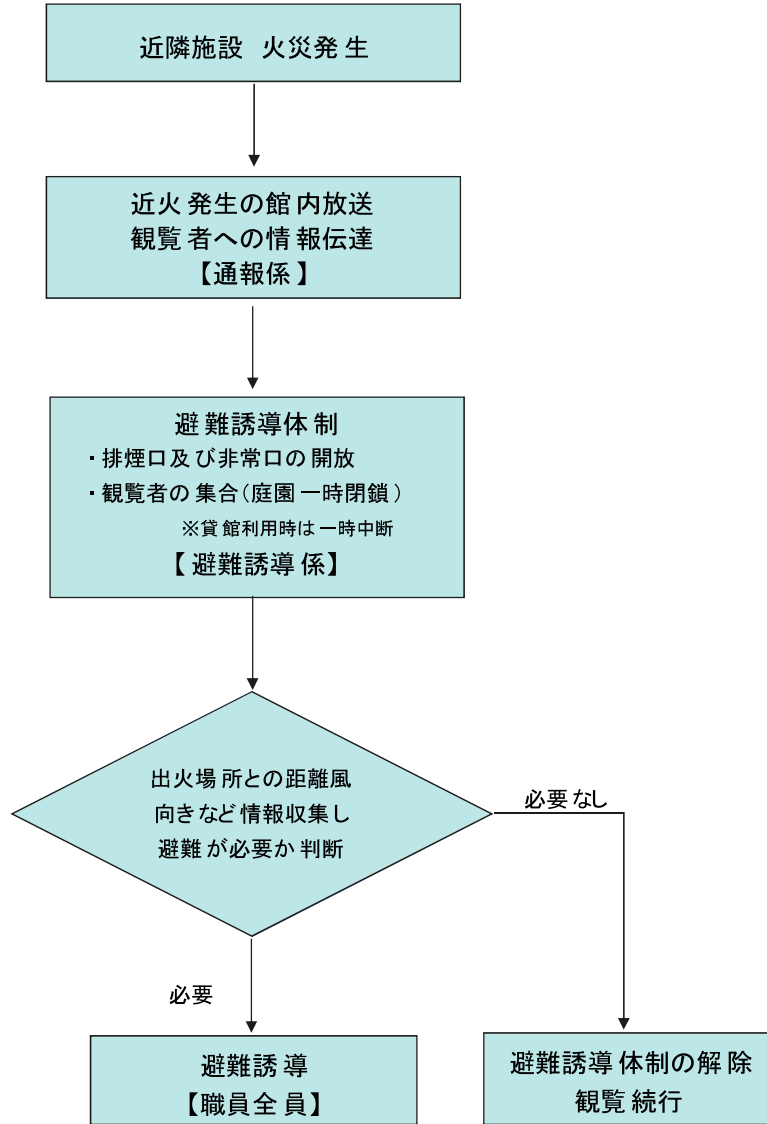
9 令第5条第4項第1号リ関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

火災・地震発生時対応マニュアル(平成 28 年度 指定管理者策定一部抜粋)

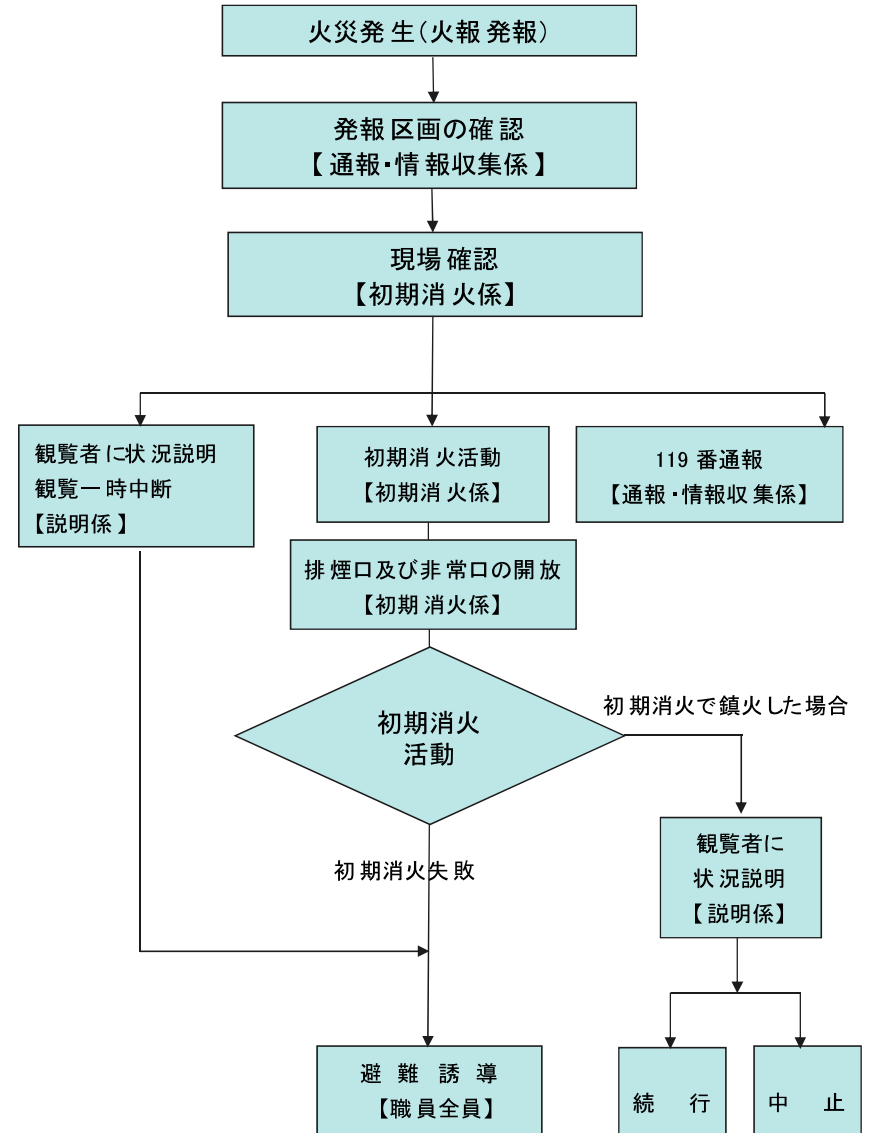
◆火災発生時対応マニュアル

① (近火) 出火場所が旧齋藤家別邸以外の場合



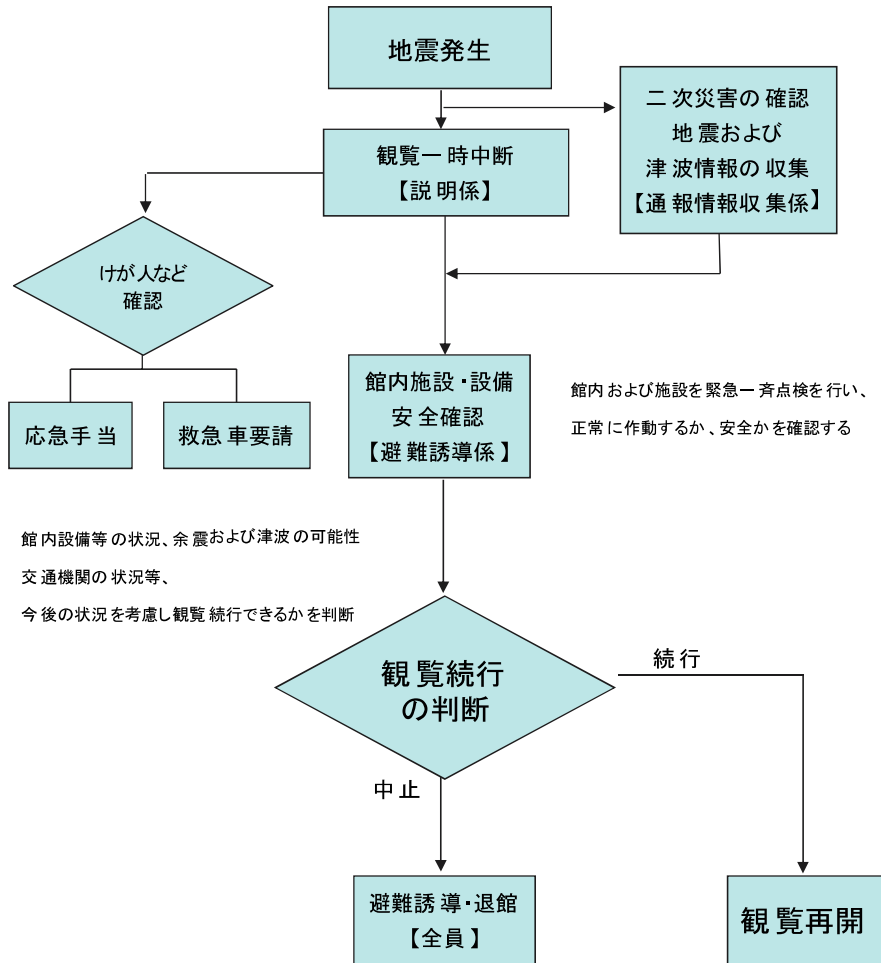
◆火災発生時対応マニュアル

②旧齋藤家別邸より出火した場合



◆地震発生時対応マニュアル

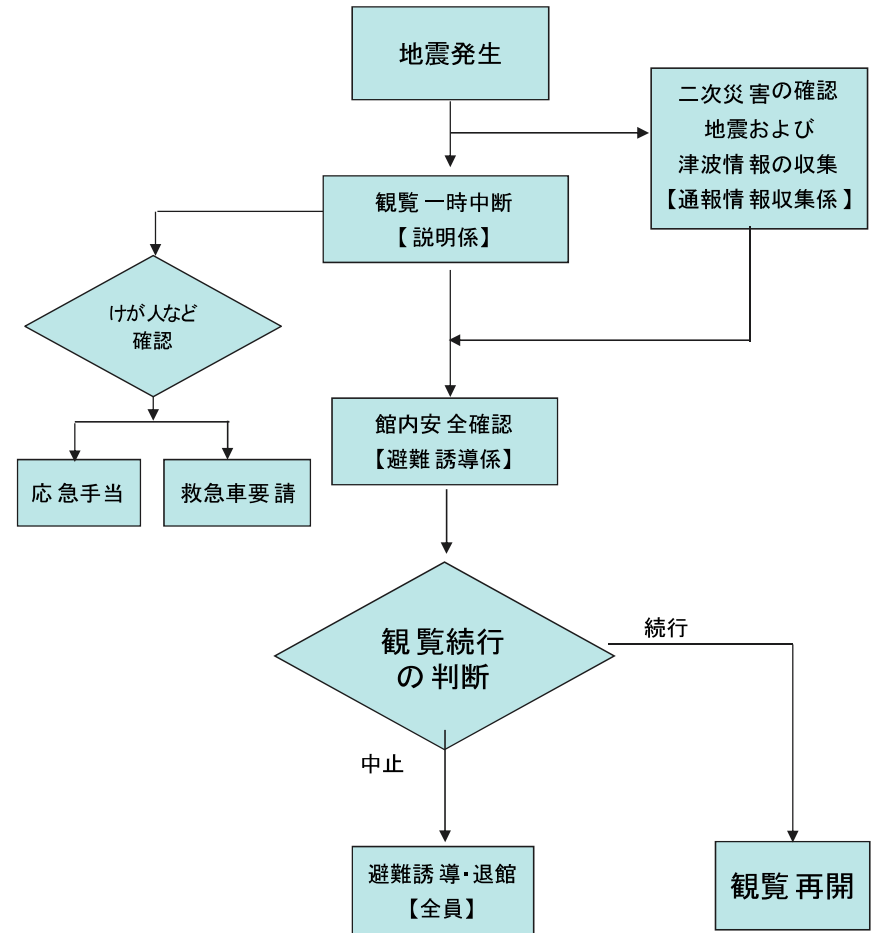
① 地震の規模が震度5以上の場合



* 休館日におきた場合、出勤できる1名は館内を点検し異常の有無を新潟ビルサービスへ報告する。

◆地震発生時対応マニュアル

② 地震の規模が震度3~4の場合



計画書の執筆分担

章	節	執筆者
1. 計画策定の沿革・目的	(1) 計画策定の沿革	栗野 隆、新潟市
	(2) 計画の目的	栗野 隆、齋藤豊子、松本恵樹、新潟市
	(3) 委員会の設置・経緯	栗野 隆、新潟市
	(4) 他の計画との関係	新潟市
	(5) 計画の実施	新潟市
2. 名勝旧齋藤氏別邸庭園の概要	(1) 名勝指定に至る経緯	栗野 隆
	(2) 名勝指定の状況	栗野 隆
	(3) 庭園をめぐる自然環境と歴史	新潟市、相澤昂治、秋山陽香、今尾勇輝、林 美優、矢口 映美、栗野 隆
	(4) 齋藤喜十郎家について	新潟市
	(5) 庭園地の変遷	新潟市、栗野 隆、松本恵樹
	(6) 別邸の造営と庭園の築造	新潟市、栗野 隆、松本恵樹
3. 名勝旧齋藤氏別邸庭園の本質的価値	(1) 庭園の本質的価値	栗野 隆
	(2) 庭園の地割と構成要素	栗野 隆、小沼康子、松本恵樹
	(3) 建造物の価値	金出ミチル、板谷龍二郎
4. 現状・課題	(1) 庭園の保存管理	栗野隆、松本恵樹、小沼康子
	(2) 活用	新潟市
	(3) 庭園の整備	齋藤豊子
	(4) 運営体制の整備	新潟市
5. 大綱・基本方針	(1) 大綱	新潟市
	(2) 基本方針	新潟市
6. 保存管理	(1) 方向性	栗野 隆
	(2) 景観の保存管理の目標設定と方法	栗野 隆、松本恵樹
	(3) 保存管理の方法	栗野 隆、松本恵樹
	(4) 現状変更の取り扱い	栗野 隆
7. 活用	(1) 方向性	新潟市
	(2) 方法	新潟市
8. 整備	(1) 方向性	栗野 隆
	(2) 方法	栗野 隆、松本恵樹
9. 建造物の保護	(1) 保存の現状	新潟市、板谷龍二郎
	(2) 保存管理	新潟市、板谷龍二郎
	(3) 防災計画	新潟市
10. 運営体制の整備	(1) 方向性	新潟市
	(2) 方法	新潟市
11. 施策の実施計画の策定・実施	(1) 全体計画	栗野 隆、新潟市
	(2) 短期計画	栗野 隆、新潟市
	(3) 長期計画	栗野 隆、新潟市
12. 経過観察	(1) 方向性	栗野 隆
	(2) 方法	栗野 隆
13. 計画の改定手続について	(1) 改定手続の原則	新潟市
	(2) 検討委員会の設置	新潟市

ワーキンググループ（東京農業大学国際日本庭園研究センター）

役割	氏名	所属
総括	栗野 隆	東京農業大学准教授、研究代表者
スタッフ	松本 恵樹	春秋設計工房代表（作庭者松本亀吉子孫）、東京農業大学客員研究員
同上	小沼 康子	エルムランドスケープデザイン、東京農業大学客員研究員
同上	齋藤 豊子	環境美学舎、東京農業大学客員研究員
同上	相澤 昂治	東京農業大学造園科学科 3年
同上	秋山 陽香	同大学同学科 3年
同上	今尾 勇輝	同大学同学科 3年
同上	林 美優	同大学同学科 3年
同上	矢口 映美	同大学同学科 3年



8. 大滝の水落石と溪流（北から）



9. 鉢前の景観（南から）



10. 山路の園路（北から）



11. 大滝と砂丘斜面（南西から）



12. 竹林からの砂丘斜面の透けたモミジ林（西から）



13. 根上がり松と茶室（東から）



14. 池泉東の石橋と橋杭形灯籠からの景色（南から）



1. 新潟堀田楼真景（年不詳）（行形亭、行形和也氏所蔵）



2. 絵はがき「新潟島清館」（明治40年代撮影か）
（新潟ハイカラ文庫所蔵）



3. 句佛上人北越御巡錫（後列左から2人目、大正11年6月21日撮影）
（北方文化博物館所蔵）



4. 若槻礼次郎総理大臣（最前列左側、撮影年代不明）
（北方文化博物館所蔵）



5. アショッフ博士（右から2人目、大正13年頃撮影か）
（北方文化博物館所蔵）



6. 昭和前期撮影齋藤喜十郎家旧蔵 16 ミリフィルム (新潟市所蔵)



7. 田中角栄と2代勲一郎 (『加賀田組 100 年史』より転載)



8. 絵はがき「加賀田邸・庭園」(加賀田亮一氏所蔵)



9. 川端康成来訪時の写真1 (昭和36年撮影)
(加賀田亮一氏所蔵)



10. 川端康成来訪時の写真2 (昭和36年撮影)
(加賀田亮一氏所蔵)



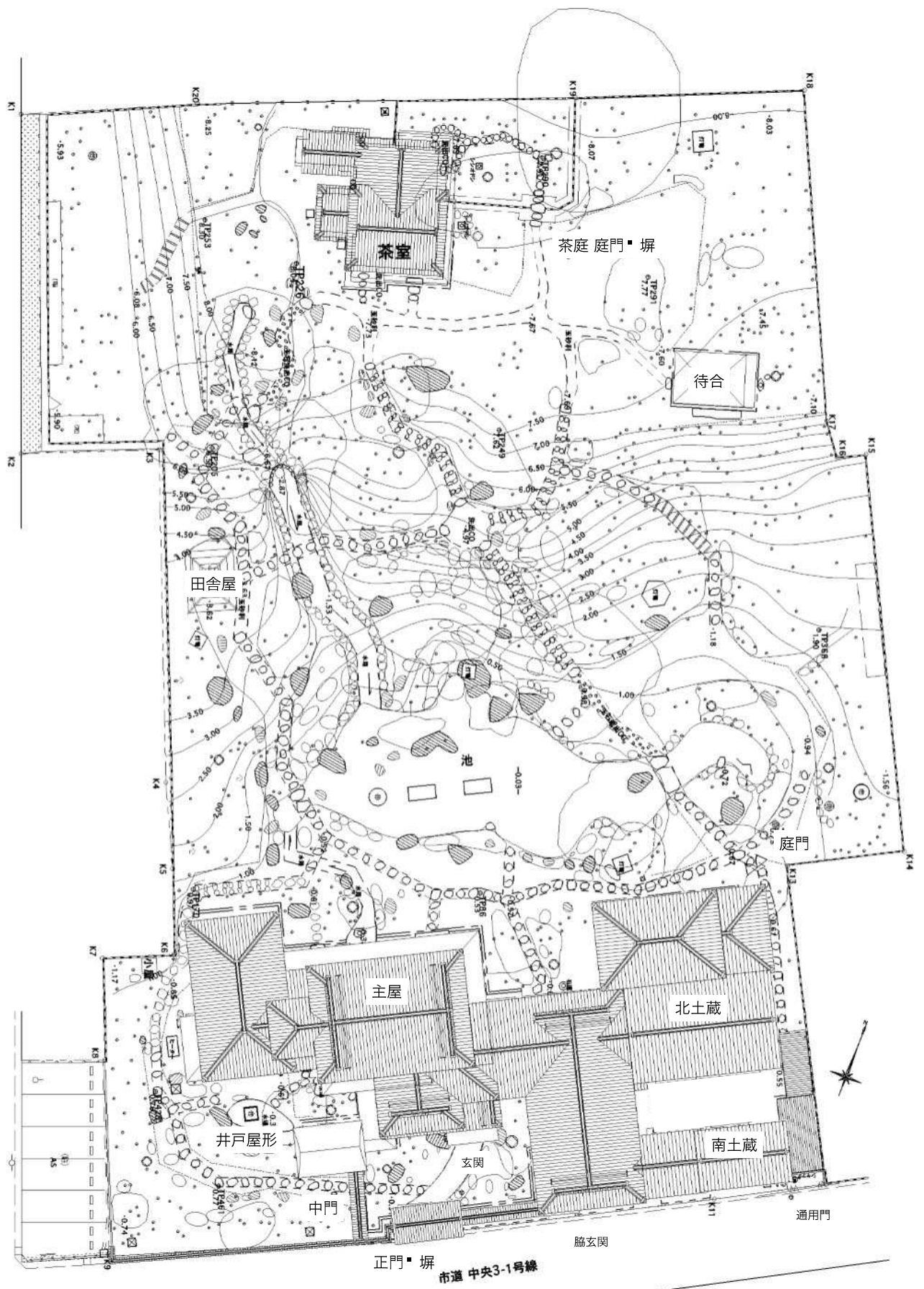
11. 主庭東側 (昭和43年9月16日撮影) (新潟市所蔵)



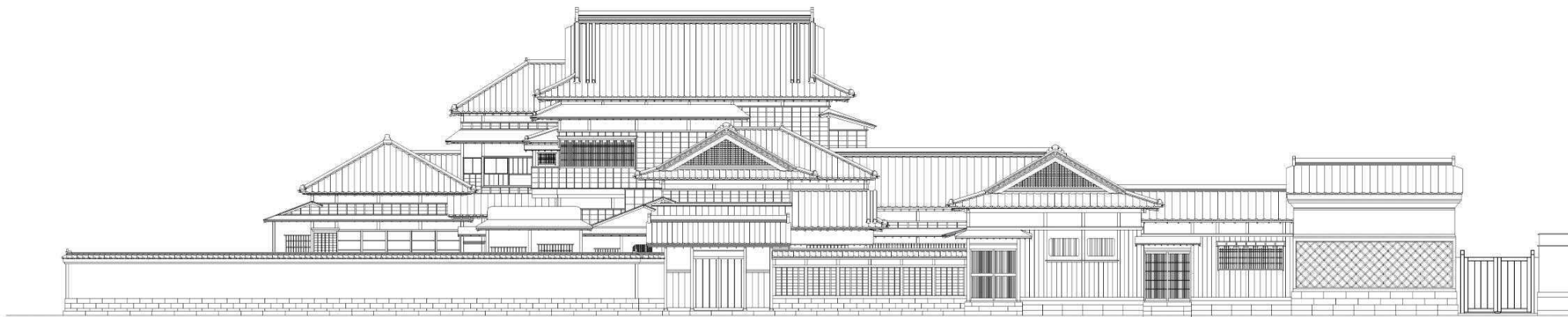
12. 主庭全景1 (昭和43年9月16日撮影) (新潟市所蔵)



13. 主庭全景2 (昭和43年9月16日撮影) (新潟市所蔵)

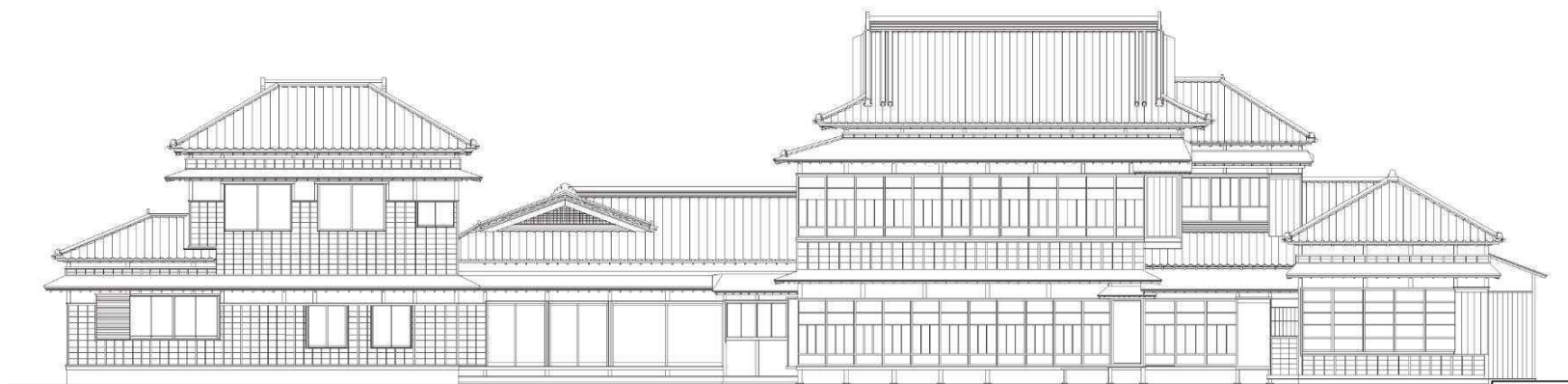


敷地配置図 / 建物位置図

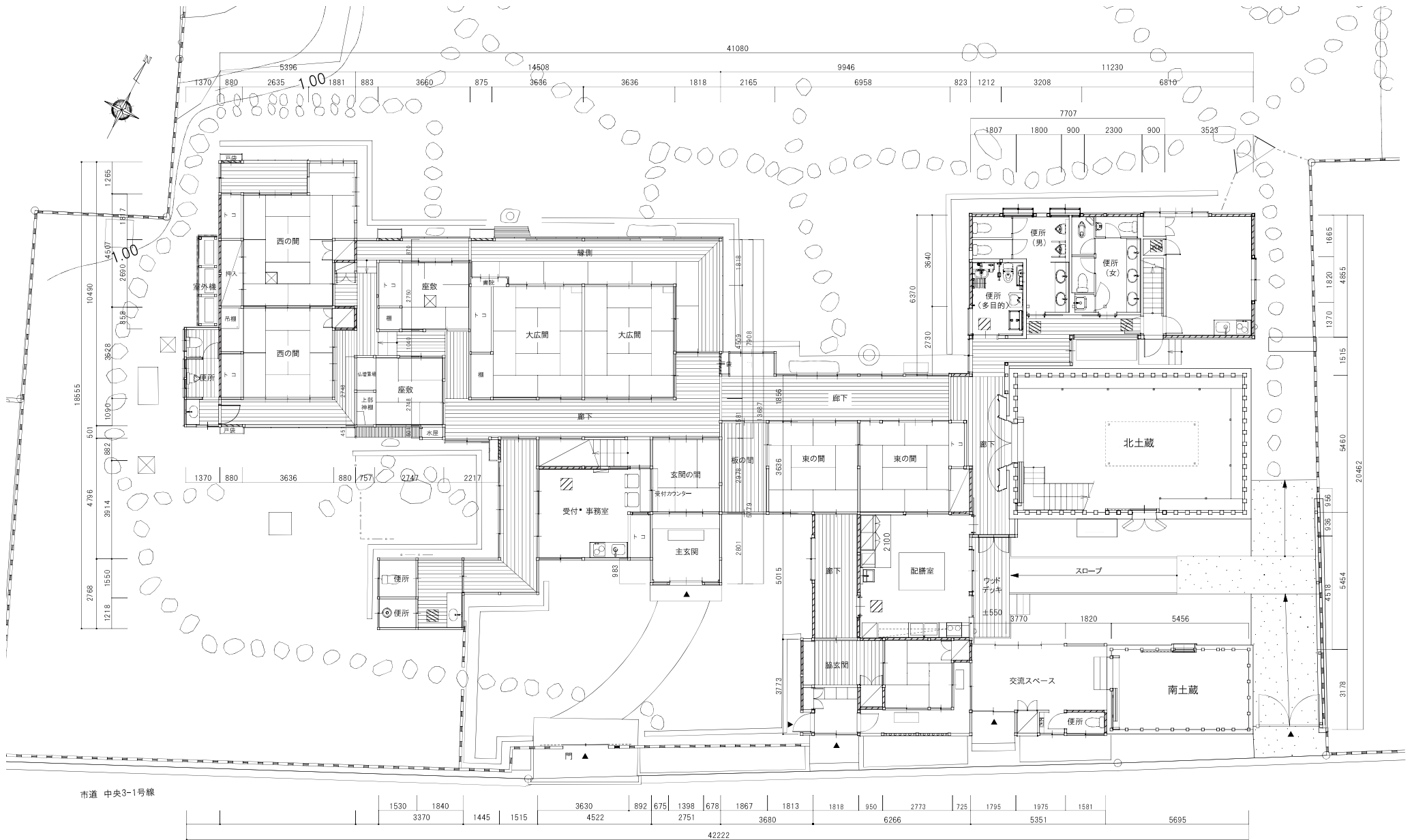


0 1 2 3 4 5m

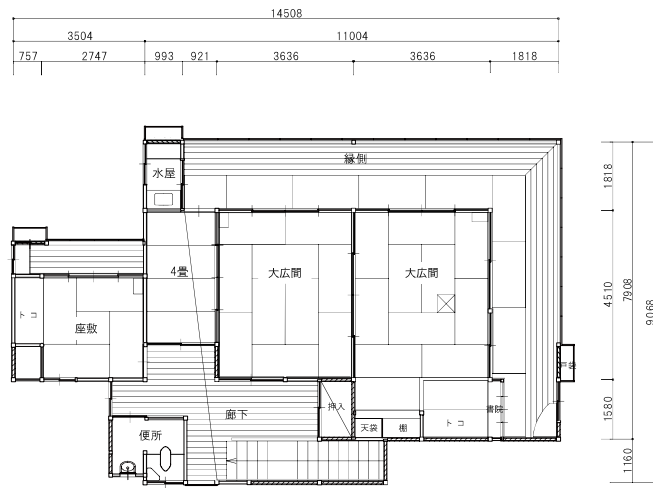
南立面图



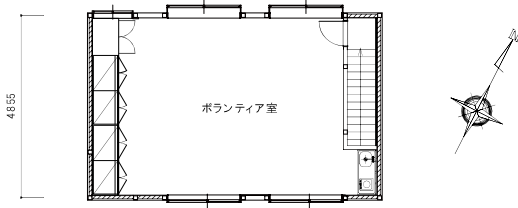
北立面图



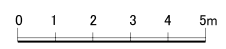
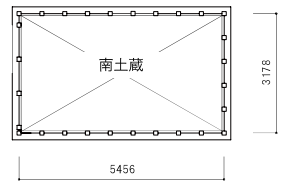
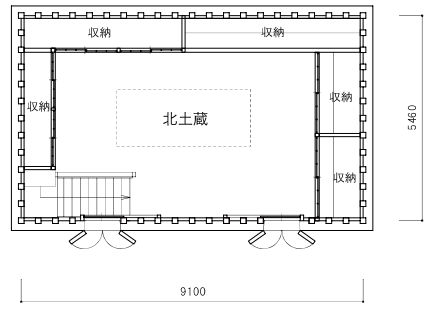
主屋・北土蔵・南土蔵 1階平面図



主屋

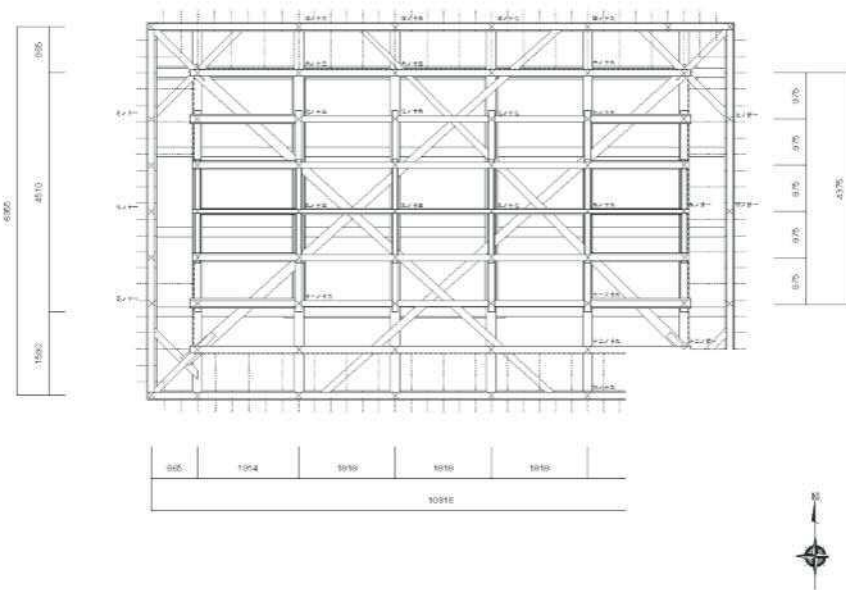


主屋 増築棟

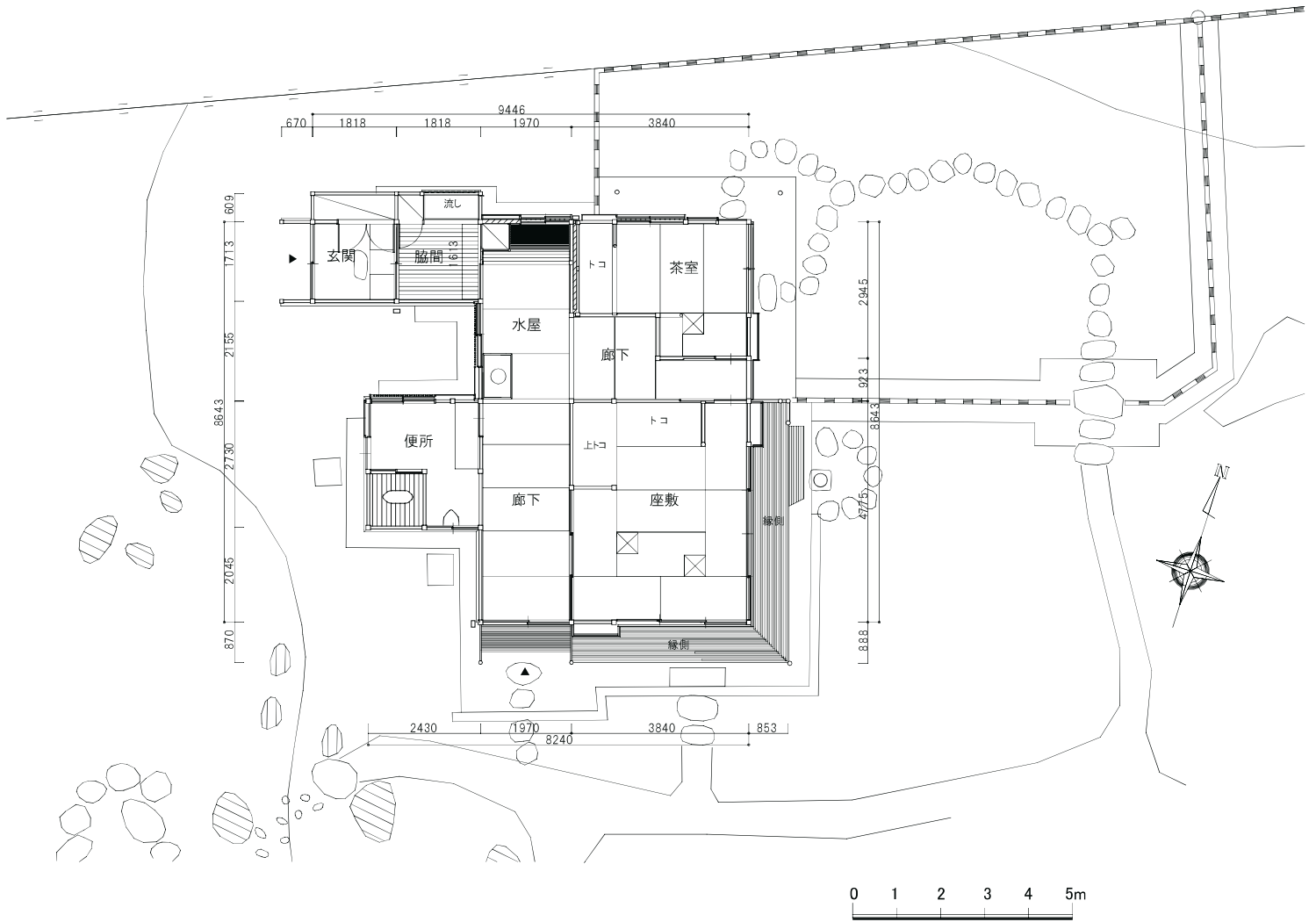




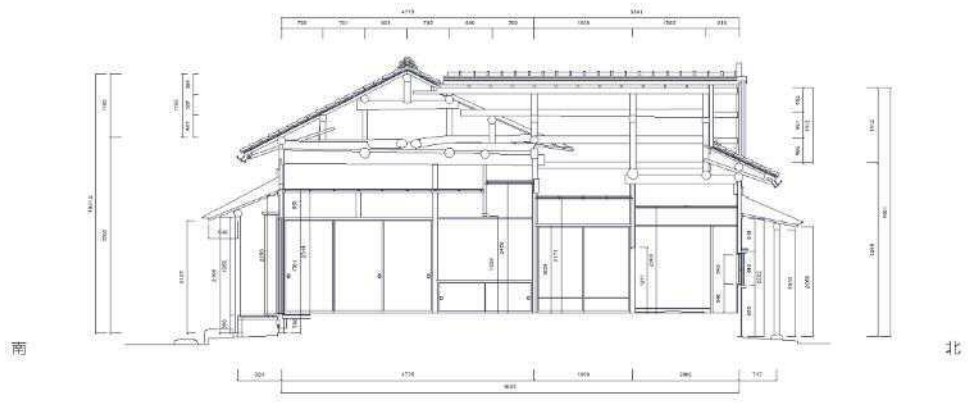
主屋 梁間断面図



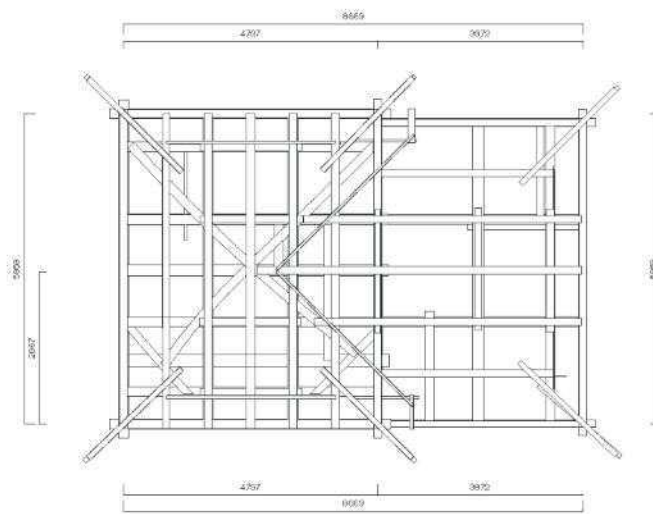
主屋 小屋伏せ



茶室 平面図



茶室 梁間断面図



茶室 小屋伏図



市道 西大畑町株川岸通線

市道 中央3-1号線

旧齋藤氏別邸庭園平面図

東京農業大学 国際日本庭園研究センター
2017年3月

砂丘斜面地区A区
 ・周辺環境に対するバッファとして、常緑広葉樹を主体とした樹林の形成
 ・主屋や芝庭から庭園を望んだ際に背景となる緑

茶庭地区E区
 ・周辺環境に対するバッファとして、常緑広葉樹を主体とした樹林の形成
 ・重要な構成要素である層塔を見せる、暗くなりすぎない樹林の密度管理

資材置場及び隣地のブロック塀の目隠しに、中木及び低木植栽

サルスベリの後継樹の植栽

南東管理用地区
 ・庭園や建物の公開活用を支援するサービスヤードとしての維持
 ・機能的で管理しやすい場の創出

火袋取付け
 相輪の設置
 層塔が見えるように
 周辺樹木の剪定
 開放的な平場園地を形成するため
 周辺樹林の整備

緩んでいる護岸石の組直し

排水不良の改善

地被類植栽

玄関庭地区
 ・旧齋藤氏別邸庭園の表玄関の前庭に相応しい、格式を重視した景観の維持
 ・クロマツとモッコクの枝葉により、透けた天蓋を形成した空間性の創出

斜面
 成長しすぎた樹木
 実生樹木の剪定
 及び伐採

中庭地区
 ・海をとまなう井筒や蹲踞を中心とした露地的な空間性の確保
 ・クロマツ、モッコクによる敷地外への良好な浴道
 景観を提供しつつも、重くなりすぎない樹冠の形成
 ・特徴的構成樹種（カリン、ザクロ）の育成管理
 ・枯死したユズリハの植替え

排水不良の改善

池
 水質を維持するための調査検討

市道 中央3-1号線

排水樹を設置
 市排水本管に接続

火袋取付け

井側、水面より出ている部分をカット

排水不良の改善

雨落ちの設置
 排水管の布設

火袋取付け

溪流

井戸屋形・釣瓶の適切な保存・更新

低木、地被類植栽

層塔の層輪の設置

配電盤を目立たない色に着色

池泉および芝庭地区
 ・砂丘斜面をパノラマ的に見渡せる開放的な空間性の維持
 ・庭園の重要な構成要素であるサルスベリの育成管理
 ・池泉護岸石組、景石等の地物地割を効果的に表現できる下草管理
 ・池泉護岸および岩島の適切な保存
 ・水質の維持に関する継続的な調査と対策の検討
 ・芝生の更新及び育成管理

生垣植栽

ブロック塀を隠すため
 竹垣（竹穂垣）設置

低木、地被類植栽
 袖垣の更新

茶室地区G区
 ・周辺環境に対するバッファとして常緑広葉樹を主体とした樹林の形成

砂丘斜面地区C区
 ・周辺環境に対するバッファとして、常緑広葉樹を主体とした樹林の形成

砂丘斜面地区D区
 ・隣地に対するバッファと庭園の構成要素としての観賞性とを兼ね備えた竹林の形成

砂丘斜面地区B区
 ・自然主義庭園としての本質的価値を有する滝石組、溪流、景石、飛石、園路の適切な保存
 ・庭園の自然主義を色濃く反映したモミジ類、マツ類を主要構成樹種とする美林の維持
 ・林床のコケ及び地被類の育成管理

茶庭地区F区
 ・芝生の広がる開放的な平場園地の形成
 ・根上がり松の適切な保存による茶庭空間の継承

北西管理用地区
 ・庭園や建物の公開活用を支援する管理拠点としての維持
 ・庭園空間からは視認されにくい植栽によるバッファの形成

旧齋藤氏別邸庭園整備基本計画図

名勝 旧齋藤氏別邸庭園保存活用計画

平成 29 年（2017）3 月

発行 新潟市教育委員会（新潟市文化スポーツ部歴史文化課）
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1
電話 025-228-1000（代表）

編集 東京農業大学国際日本庭園研究センター
新潟市教育委員会（新潟市文化スポーツ部歴史文化課）

印刷 創文印刷工業株式会社